

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

事業名	被災した幼稚園・保育所における認定こども園整備事業			担当部局庁	初等中等教育局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～24年度			担当課室	幼児教育課		幼児教育課	蝦名 喜之		
会計区分	一般会計			施策名	Ⅱ-9 幼児教育の振興					
根拠法令	-			関係する計画、通知等	・教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定) ・平成22年度子育て支援対策特例交付金(安心こども基金)の交付について(文部科学事務次官、厚生労働事務次官通知 平成23年1月17日 22文科初第1353号、厚生労働省発雇児0117第1号) ・子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について(文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成23年2月8日 22文科初第1552号、雇児発0208第1号)					
事業の目的	国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を行うことにより、都道府県において「安心こども基金」を造成し、当該基金を活用することで認定こども園の緊急整備等を図ることを目的とする。平成23年度第3次補正予算においては、東日本大震災で被災した幼稚園等が被災地のニーズ等を踏まえ、認定こども園としての機能を備えて再開できるよう支援する。									
事業概要	国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、認定こども園施設整備費補助等の事業を実施する。平成23年度第3次補正予算においては、東日本大震災で被災した幼稚園等が認定こども園としての機能を備えて再開するために必要な経費について当該基金に積み増しを行う。 ○実施主体:都道府県 ○補助率:定額									
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他									
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計					
	-	-	-	1,810	1,810					
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット)	活動指標	単位	23年度活動見込		
	認定こども園の認定件数	件数	762	2000	※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	交付金を交付した都道府県数	機関	(47都道府県) 4県		
単位当たりコスト	453百万円/県			算出根拠	要求額1,810百万円÷交付先都道府県数4件=453百万円					
事業所管部局による点検										
項目					内容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					復興への提言に、「幼稚園や保育所を再建する際、財政基盤が脆弱なところもあることに配慮する必要がある。また、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)として再開できるよう支援する」と明記されている。 さらに、東日本大震災からの復興の基本方針に、「被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての再開を支援する」と明記されている。本事業はこれらに基づき実施するものである。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					既に、認定こども園として再開を希望する旨の連絡があるなど被災地からのニーズがあり、また、被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生の観点からも、早期の復旧が求められ、優先度の高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					基金形式で行うことにより、災害復旧に係る補助及び保育所等を新たに整備するための補助を一体的に行うことが可能となり効果的な事業である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					災害復旧により原形復旧したのち、認定こども園の施設整備を行う場合に比べ、一度に整備した方がコストの節減や機能の高度化を図ることができることに加え、早期の完成が可能となるほか申請手続きも二重行政とならないよう簡便な対応が可能となっており、効果的な事業である。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					国が基金の積み増しに必要な資金を交付し、都道府県が当該基金の取り崩しを行う。また、事業実施主体は市町村であり、施設の設置者である学校法人等を含めた役割分担は明確である。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					事業の対象が明確であることに加え、事業実施主体が市町村であり、各市町村における復旧復興計画に基づいた事業が可能である。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					この事業では、被災した幼稚園等が早期復旧を模索している中、災害復旧事業では対象とならなかった被災地の幼保一体化施設(認定こども園)整備のニーズに適時適切に対応するものであり、予算が計上され次第、事業の迅速な着手・執行が可能である。また、被災地のニーズ等を踏まえつつ、市町村が事業の実施主体となることから、幅広く地域住民や幼稚園関係者の理解等を得て実施されるものであり、透明性の確保や進行管理は適切に行われることとなる。					